

山梨市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

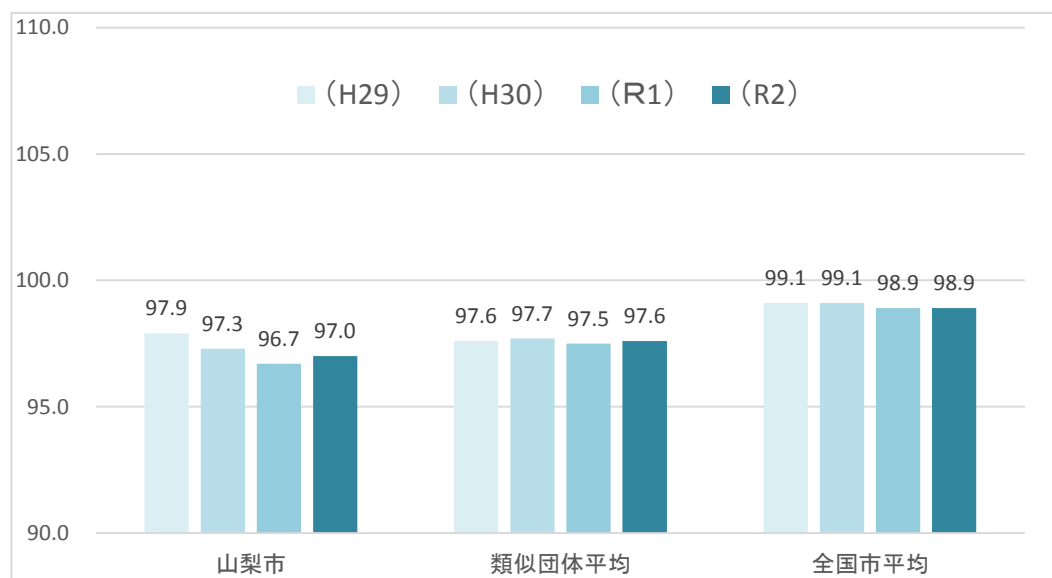
区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
R元年度	人 34,556	千円 19,672,145	千円 709,570	千円 2,525,319	% 12.8	% 13.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

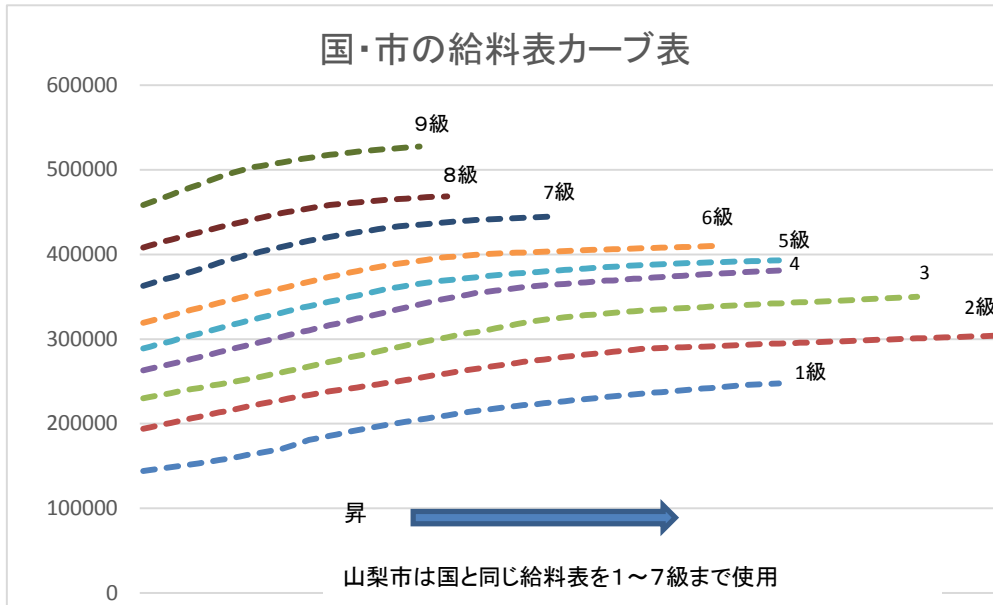
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R元年度	人 319	千円 1,237,065	千円 289,177	千円 435,031	千円 1,792,279	千円 5,618	千円 5,887

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。



※令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和2年度	円 408,704	円 408,868	△164円 △0.04	% 0	% 0	% 0

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給 月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和2年度	月 4.46	月 4.50	月 △ 0.04	月 △ 0.05	月 4.45	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

特別給(期末手当及び勤勉手当)については、0.05月分引下げ

①給料表の見直し

[実施 未実施]

②地域手当の見直し 該当なし

③その他の見直し内容

(6) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山梨市	42.8 歳	308,300 円	359,600 円	- 円
山梨県	43.4 歳	334,729 円	415,168 円	371,640 円
国	43.2 歳	327,564 円	- 円	411,123 円
類似団体	42.3 歳	315,191 円	368,279 円	341,515 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
山梨市	51.4 歳	15 人	286,800 円	331,700 円	- 円	-	-	-	-
うち用務員	歳	人	円	円	- 円		歳	円	
	歳	人	円	円	円		歳	円	
山梨県	53.6 歳	94 人	351,705 円	391,604 円	373,878 円	-	-	-	-
国	50.9 歳	2319 人	287,283 円	- 円	328,862 円	-	-	-	-
類似団体	51.5 歳	15 人	313,756 円	336,618 円	326,189 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
山梨市	—	—	—
うち用務員	3,579,600 円	3,692,400 円	0.97

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成27～29年の3ヶ年平均)。
 ※技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山梨市	45.5 歳	332,700 円	377,700 円
山梨県	46.0 歳	384,595 円	429,574 円
類似団体	44.0 歳	374,284 円	418,769 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分		山 梨 市	山 梨 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	188,604 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	154,147 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	141,900 円	156,666 円	— 円
	中 学 卒	— 円	139,035 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和2年4月1日現在)

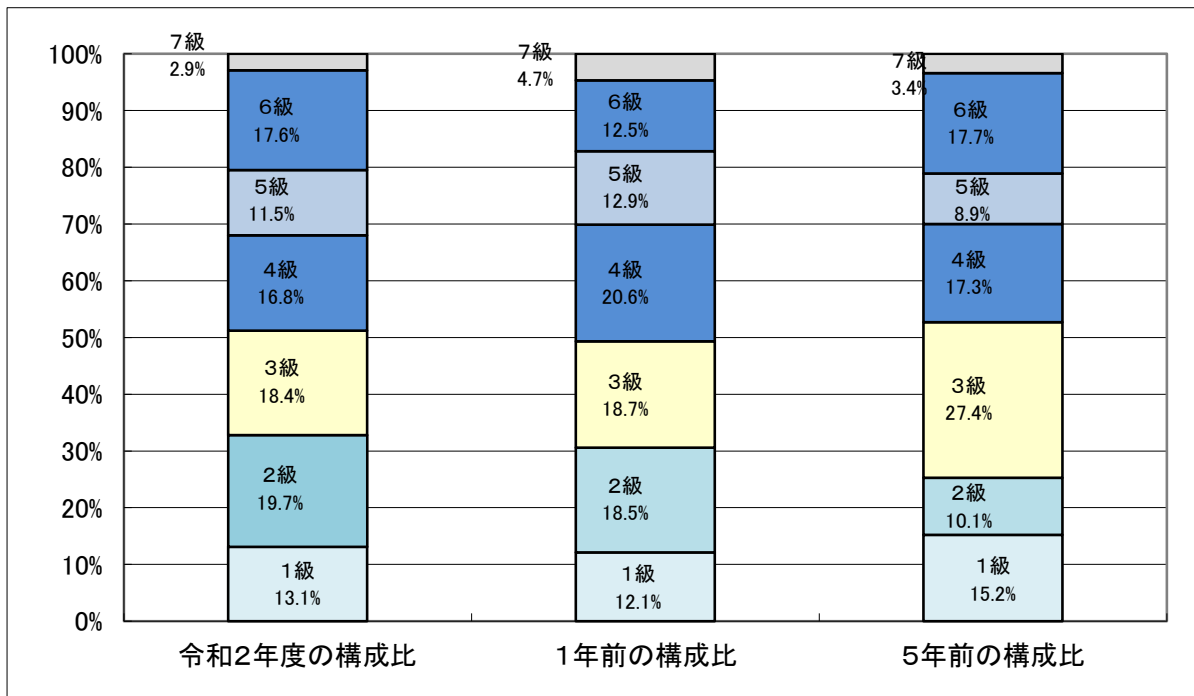
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	271,800 円	359,500 円	384,500 円	401,900 円
	高 校 卒	241,900 円	— 円	342,400 円	388,700 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	32人	13.1%	144,100円	247,600円
2 級	主任	48人	19.7%	194,000円	304,200円
3 級	主査・副主査・主任	45人	18.7%	230,000円	350,000円
4 級	副主幹・主査・副主査	41人	16.8%	263,000円	381,000円
5 級	課長補佐・主幹・副主幹	28人	11.5%	288,900円	393,000円
6 級	課長補佐・課長	43人	17.6%	319,200円	410,200円
7 級	課長	7人	2.8%	362,900円	444,900円

- (注) 1 山梨市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/	/	/	/
ロ 人事評価を実施していない	○		○	
活用予定時期	令和3年度		令和3年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山 梨 市	山 梨 県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,415 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,708 千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.275)月分 (0.95)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.275)月分 (0.95)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.275)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20% 管理職加算10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない	○		○	
活用予定時期	令和3年度		令和3年度	

(2) 退職手当 (令和2年4月1日現在)

山 梨 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.040 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.040 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.758 月分	47.71 月分	勤続35年	39.758 月分	47.709 月分
最高限度額	47.71 月分	47.71 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	2,010千円	10,045千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 該当なし

(4) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)			845 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R1年度決算)			338,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(R1年度)			3.6 %	
手当の種類(手当数)			7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R1年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等の滞納金の徴収等に従事した職員の特殊勤務手当	市税、住宅使用料、下水道使用料及び保育料滞納整理従事職員	過年度分滞納整理業務	273 千円	徴収件数1件につき6円、徴収金額1,000円につき7円、差押・引上・公売 納税者1人につき120円
防疫等作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症防疫業務	—	従事1日につき500円
行旅病人等を処理した職員の特殊勤務手当	行旅病人、行旅死亡人、変死人を処理する職員	行旅病人、行旅死亡人、変死人処理業務	—	行旅病人1件1,000円、行旅死亡人・変死人1件5,500円
養護老人ホームにおいて入園者の管理に直接従事する職員の特殊勤務手当	養護老人ホームに勤務する職員のうち現業に従事する職員	入園者の管理業務	461 千円	現業職員 従事1日につき500円、介護職員 従事1日につき650円
一般廃棄物処理業務に従事する職員の特殊勤務手当	一般廃棄物処理業務に従事する職員のうち現業に従事する職員	一般廃棄物処理業務	87 千円	従事1日につき400円
動物園に勤務する職員の特殊勤務手当	動物園において動物等の飼育・管理に従事する職員	動物等の飼育・管理業務	24 千円	従事1日につき100円
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	災害応急作業・災害状況調査に従事する職員	災害応急作業・災害状況調査業務	—	従事1日につき500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R1 年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R1 年度決算)	0 千円
支給実績 (30 年度決算)	87,814 千円
職員1人当たり平均支給年額 (30 年度決算)	307 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	・配偶者:10,000円 ・扶養:1人6,500円 (うち配偶者のいない扶養1人まで9,000円) ・満16歳～22歳:5,000円加算	同		32,047 千円	237,385 円
住居手当	借間・借家 ・家賃等の金額12,000円以下:無支給 ・12,000円～23,000円:家賃等の金額-12,000円 ・23,000円～55,000円:(家賃等の金額-23,000円)×1/2+11,000円 ・55,000円以上:27,000円	同		14,351 千円	224,234 円
通勤手当	①交通用具利用者	同		11,405 千円	43,038 円
管理職手当	給料月額×10/100～12/100	異	給料月額×10/100～25/100	31,370 千円	468,209 円

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	810,000 円 () 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 950,000 円/ 259,000 円	
	副 市 長	630,000 円 () 円)	772,000 円/	325,000 円
		() 円)	円/	円
報 酬	議 長	370,000 円 () 円)	545,000 円/	230,000 円
	副 議 長	345,000 円 () 円)	474,000 円/	200,000 円
	議 員	335,000 円 () 円)	442,000 円/	180,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和元年度支給割合) 4.15 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和元年度支給割合) 3.25 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×42/100	(1期の手当額) 16,329,600 円	(支給時期) 任期ごと
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×25/100	7,560,000 円	任期ごと
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

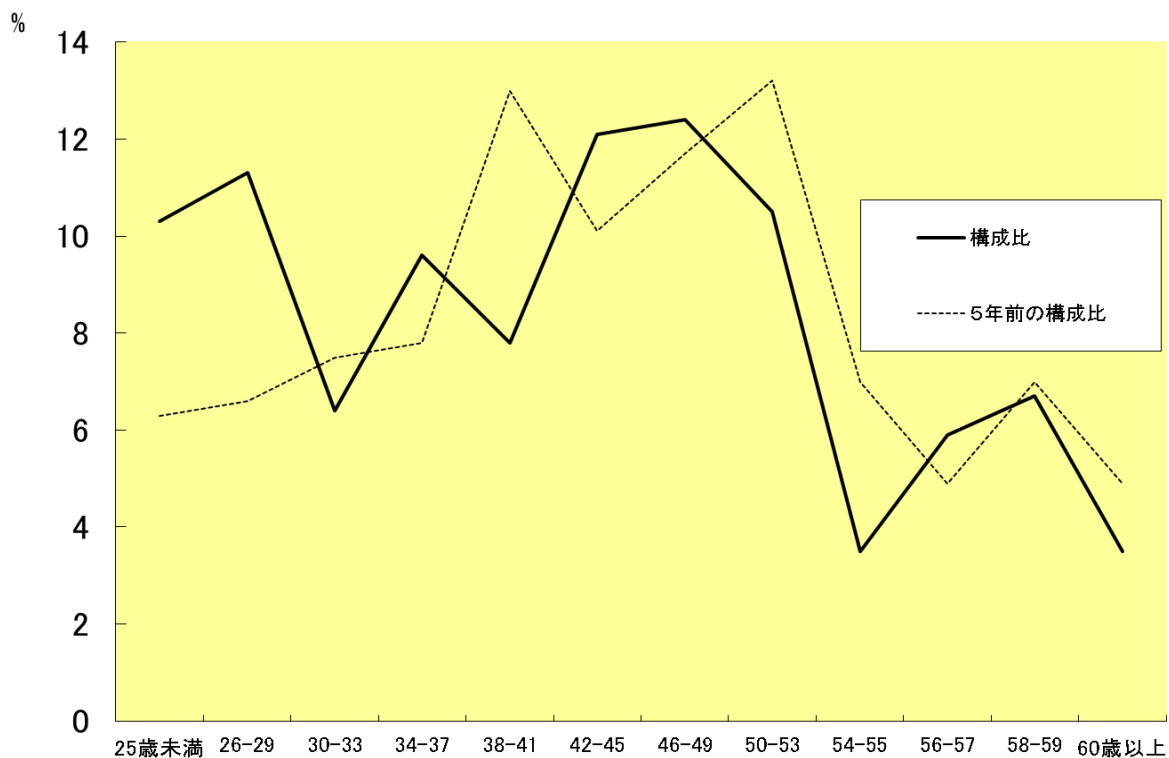
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和2年	令和3年		
普通会計部門	議会	4	4	0	
	総務	96	105	9	
	税務	19	18	-1	
	民生	66	65	-1	
	衛生	26	26	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	15	16	1	
	商工	17	17	0	
	土木	27	26	-1	
	計	271	278	7	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数75.57人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数75.67人)
	教育部門	42	40	-2	
	消防部門				
	小 計	313	318	5	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数87.98人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数98.63人)
公営企業計等部門	病院				
	水道	16	15	-1	
	交通			0	
	下水道	9	8	-1	
	その他	26	20	-6	
	小 計	51	43	-8	
合 計		364 [388]	361 [388]	-3 [0]	〈参考〉

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



年齢	20歳未満	20-23	24-27	28-31	32-35	36-39	40-43	44-47	48-51	52-55	56-59	60歳以上	計
職員数	0	9	30	51	38	28	26	40	49	32	35	23	361
割合	0.0	2.5	8.3	14.1	10.5	7.8	7.2	11.1	13.6	8.9	9.7	6.4	100%

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		272	274	271	268	262	278	6	2.21%
教育		56	45	49	47	50	40	-16	-28.57%
消防		0	0	0	0	0	0	0	-
普通会計 計		328	319	320	315	312	318	-10	-3.05%
公営企業等会計 計		53	50	52	51	52	43	-10	-18.87%
総合計		381	369	372	366	364	361	-20	-5.25%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。